内閣委員会質疑通告（平成25年11月27日）

衆議院議員　階　猛

※質問の末尾は答弁者。【公】は公務員改革担当大臣、【官】は官房長官、【総】は総務大臣または地方分権担当大臣を表す。

1．適格性審査の対象者に自薦者が含まれていないのはなぜか。【公】

2．適格性審査と幹部候補者名簿に関する政令について、あらかじめ人事院から意見を聴くこととしたのはなぜか。【公】

3．級別定数の設定・改定に関する人事院の意見への内閣人事局の対応につき、２１年法案では単に「聴く」だったのに、本法案では「十分に尊重」と変わったのはなぜか。【公】

4．特例降任について、降任の要件が厳格すぎて、人事を柔軟に行えないのではないか。【公】

5．内閣総理大臣が各府省等に提供を求め得る人事情報には、特定秘密保護法案におけるセキュリティクリアランスによって得られた職員に関する情報も含むのか。【官】

6．基本法５条３項各号に掲げる措置は十分に講じているか。特に、１号後段に定める情報が特定秘密にあたる場合であっても公開が徹底されるという理解でよいか。【官】

7．採用昇任等基本方針に規定されるという公募に関する指針は、その内容が明らかではない。どのような方法で公募を進めていくのか。【官】

8．今回の法案では、官民交流を拡大し、交流先をNPOや公益法人に広げるとしているが、どのような法人を加えるつもりなのか。NPOや公益法人では、財政規模の問題から、職員の処遇が低下することが考えられる。むしろ研究休職の仕組みを見直すべきではないのか。【公】

9．今回の法案では、免職、給与、分限、懲戒等（人事院が引き続き所掌する事務）について、人事院規則の制定改廃に関し、必要に応じて内閣人事局から人事院に要請することが新設されているが、特定秘密保護法案が成立すれば、秘密漏えいを犯した職員に厳しい処分を行うことを要請するのか。【官】

10. そもそも、総人件費の管理について、民主党政権では２割削減を掲げていたが、現政権での方針如何。また、給与と定員のそれぞれについて、どう考えているのか。【官】

11. 平成26年度の定員審査の方針如何（特に、定員純減の方針について）【総】

12. 平成25年度の新規採用数の着地見込みと平成21年度からの削減率如何【総】

13. 平成26年度の新規採用の方針如何【総】

14. 平成23年度以降の新規採用抑制の取組により、定員と実員の乖離が拡大していると考えられるが、今後、これにどう対応していくのか。【総】

15. これまでの取り組みをふまえ、出先機関の定員をどのように見直していくのか。【総】

16. 今回の法案で、再就職等監視委員会に任命権者に対する指導・助言の権限を盛り込むべきではないか。【公】

17. 国家公務員制度改革基本法に基づく国家公務員制度改革の推進は、内閣人事局が担うとのことだが、今後推進すべき事項として、具体的に何を考えているのか。【官】

18. 内閣人事局長は、民間人や官房副長官以外の副大臣など政務二役から選べるようにするべきではないか。【公】

19. 従来からある総理補佐官の所掌事務を変更するだけでは、別途、国家戦略スタッフを設けるという国家公務員制度改革基本法の趣旨を満たしていないのではないか。【公】

20. 大臣補佐官は、既存の大臣政務官以外に設置する必要があるのか。むしろ、大臣政務官の不足する各府省で大臣政務官を増員するべきではないのか。【公】

以上